

国家公務員の研修に関する基本方針

平成 26 年 6 月 24 日
内閣総理大臣決定

この方針は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 70 条の 6 第 3 項の規定に基づき、内閣総理大臣が、内閣総理大臣及び関係庁の長が行う研修についての計画の樹立及び実施に関し、その総合的企画及び関係各庁に対する調整を行うに当たっての基本的な方針を示すものである。

1 研修についての基本的考え方

研修は、現在又は将来の職務遂行に必要な知識・技能を習得させ、職員の能力・資質を向上させることを目的として実施するものであるが、人材育成の観点から行われる職務付与（官職への任用、具体的な仕事の割振り、業務目標の設定又は所属組織を離れた多様な勤務の機会等）と並び、人材育成において欠かせない重要な働きかけである。

執務を通じての研修は、職場の監督者や先輩職員等によって日常的に行われるものであり、組織の一員として必要な知識・技能・心構え等を習得させる中核的な研修である。

執務を離れての研修は、集中的、体系的な知識・技能の習得、深い思考や気付き、職場外の者から受ける刺激など、日常の執務を通じての研修では得られにくい能力・資質の向上を図るものである。

人材育成を効果的に行うためには、職務付与、執務を通じての研修、執務を離れての研修を相互に効果的に組み合わせることが重要であり、研修の企画・運営においても、このことが意識される必要がある。

また、研修の充実を図ることと併せ、職員の自己啓発活動についても支援に努めることが望ましい。

2 執務を通じての研修

行政ニーズの複雑化、高度化が進むとともに、より早く行政活動の成果を挙げることが求められるようになっており、職員に挑戦と失敗を繰り返し経験させながら能力を高めさせていくような余裕が職場から減少しつつある。また、行政事務の I T 化の進展は、情報収集を容易にするなどの効果をもたらした一方で、業務遂行の全体像を他者から見えにくくするため、職員が上司や先輩職員等の業務遂行状況を見て自然に学ぶということが期待しにくくなっている。

このような状況を踏まえ、執務を通じての研修をより効率的かつ効果的に実施していくため、関係各庁は、その所属職員の育成の観点から、以下の措置を講ずることとする。

- ① 職員の監督者に、職員に対する執務を通じての研修を、適時にかつ効果的に行う必要があることを日常的に意識させ、実行させること。特に、職場で管理的立場にある職員に対しては、部下の指導・育成に役立つ知識・技能を学ぶ機会を提供すること。

- ② 職員の監督者以外の先輩職員等からの助言や支援を得やすい環境づくりに努めること。

3 執務を離れての研修

上記2で述べたような職場環境の変化を踏まえ、執務を通じての研修を補完していく観点から、執務を離れての研修を充実させていく必要がある。

(1) 研修の企画・運営を行うに当たり重視すること

内閣人事局及び関係各庁は、執務を離れての研修の企画・運営を行うに当たっては、以下のことを重視することとする。

- ① 不断の情報収集により研修ニーズの把握に努め、適時に適切な内容がカリキュラムに盛り込まれるようにすること。
- ② 研修効果を高める観点から、研修対象者の参加意欲や学習意欲を引き出す工夫を行うこと。その一環として、研修対象者本人やその監督者が、研修の意義・必要性を理解できるよう情報提供に努めること。
- ③ 研修の目的や内容に応じて、行政組織内外の資源を的確に用いること。
- ④ 研修効果を把握し、研修内容の改善に努めるとともに、研修履修後のキャリアパス等の人事管理に適切に活用すること。

(2) 内閣人事局及び関係各庁が実施する研修

内閣人事局及び関係各庁は、以下の内容の執務を離れての研修を実施することとし、相互に連携・協力することにより、政府全体を通じて体系的で効果的な研修が実施されるよう努めることとする。なお、研修を充実させる観点から、以下の内容以外のものを含む研修を実施することを妨げない。

ア 内閣人事局

内閣人事局が実施する研修は、全府省職員を対象とし、政府全体を通じた成果向上及び人材育成を狙いとして実施することとする。

- ① 幹部候補育成課程対象者の政府全体を通じた育成の観点から行う研修
 - ・ 政府内の幹部職員から直接の薫陶を受けさせ、内閣の重要政策に関する共通認識や幹部候補としての心構えを持たせるもの
 - ・ 講義や演習を通じて、高度な視座、広い視野、中長期的視点、国際感覚及び所属府省の利害得失にとらわれずに国益を追求する意識を持たせるもの
 - ・ 講義や演習を通じて、業務運営や組織統率に必要なリーダーシップの在り方について理解を深めさせるもの
- ② 複数の行政分野にまたがる政策について深く思考する機会及び所属組織の枠組みを超えた相互研鑽^{さん}の機会を提供することにより、政策の企画立案に係る能力・資質を向上させる研修

- ・ 政策の企画立案に携わる新規採用職員を対象とし、政府全体として施策を考え、それに取り組むための見識を養うとともに、相互理解と一体感を体得させるもの
 - ・ 幹部職員又は管理職員を主たる対象とし、最新の内外の諸問題について共通の理解を深めさせ、相互の意思疎通を図るもの
- ③ 国家公務員の職場において共通に必要な業務の管理に係る能力・資質を向上させる研修
- ・ 管理職員を主たる対象とし、効果的に業務運営や組織統率を行っていくための知識・技能を学ばせ、相互研鑽^{さん}を図るもの
 - ・ 人事・労務管理を主たる業務とする職員、職場で管理的立場にある職員その他の職員を対象とし、国家公務員の人事政策について理解を深めさせるとともに、人事評価、安全・健康管理、勤務時間管理等を的確に実施するための知識・技能を学ばせ、相互研鑽^{さん}を図るもの

イ 関係各庁

関係各庁が実施する研修は、所管行政の推進を狙いとして、所属職員の育成の観点から又は全府省職員を対象に所掌事務について行う知識及び技能の付与の観点から実施することとする。

- ① 所属職員の育成の観点から行う研修
- ・ 所掌事務に係る職員の専門性の向上を図るもの
 - ・ 組織・職種の特性と職位・役割に応じた、業務遂行・業務運営に係る能力、対人関係能力、組織統率・人材育成に係る能力の向上を図るもの
 - ・ 幹部候補育成課程対象者の育成を図るもの
 - ・ 職員の多様性確保の観点から必要がある場合に特定の属性の職員の育成を図るもの
 - ・ 勤務実績がよくないと考えられる職員の個別事情を踏まえて能力・意欲の向上を図るもの
- ② 所掌事務について行う知識及び技能の付与の観点から行う研修
- ・ 政府全体に共通する組織の内部管理事務の向上を図るもの
 - ・ 政府全体に共通する政策立案・実施や政策評価の事務の向上を図るもの
 - ・ 国家公務員が共通して持つべき社会的な知識の付与を通じて意識啓発を図るもの
 - ・ 専門的知識・技能を他府省の職員に習得させるもの
 - ・ 政府全体で特殊分野の専門家を育成するもの

4 研修の計画についての情報提供及び研修実施状況の把握

内閣人事局は、毎年度、内閣人事局が実施しようとする研修の計画を定め、これについて関係各庁に情報提供するとともに、関係各庁が実施した研修の状況について取りまとめることとする。

5 人事院に対する協力の要請

内閣総理大臣及び関係庁の長が行う研修についての計画の樹立及び実施に関する総合的企画に関連して、人事院に対し、毎年度の人事院が実施した研修の状況についての情報提供の協力のほか、必要な協力を要請することとする。

6 その他

この方針の運用に関し必要な事項は、内閣人事局長が定める。